

消費者基本計画工程表の パブリックコメントの実施結果について

令和6年6月
消費者庁 消費者政策課

消費者基本計画工程表のパブリックコメント実施概要

実施期間

- ・ 令和6年3月15日（金） パブリックコメント開始
- ・ 令和6年4月15日（月） パブリックコメント終了

提出意見の内訳

- ・ 提出者数 : 事業者・事業者団体 4団体、消費者団体 7団体、個人 14名、無記名 52件
- ・ 提出意見数 : 合計 260件（事業者・事業者団体 43件、消費者団体 142件、個人 23件、無記名 52件）

意見内容

・重点項目5「食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討」

- ・保健機能食品制度に関しては、「普及啓発・理解促進」が柱で「保健機能食品が健康の維持等に与えた影響を把握する」等が記載されているが、危機感が不足していないか。機能性表示食品の重大事故を教訓に、この分野全体を大きく見直していく方向性の記載が必要（目標、取組共に）。

・重点項目9「食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進」

- ・f「食品寄附及び食べ残しの持ち帰りのガイドラインの策定」に続き、食品ロス削減のため、食品衛生上の留意点や食品期限表示の設定のためのガイドライン等を踏まえつつ、未利用食品（例：賞味期限切れ商品）の提供・販売のガイドラインや法的支援を検討・策定すべき（例：商品がどの程度の期限切れであれば、販売・無償提供を可能とするか）。

・重点項目10「エシカル消費の普及啓発」

- ・エシカル消費は持続可能な社会の維持、発展に不可欠であり、その為には一部の意識の高い消費者による行動だけでは不十分であり、情報提供を行ってもなおエシカル消費に興味が無い、若しくは意識が低いといった消費者を含む国民全体の行動とすることが肝要である。この点、現在の取組はエシカル消費醸成の為の取組が大半を占めているが、消費者の倫理観に頼らない施策を同時並行的に企画実行することが重要と考える。

意見内容

- ・ **重点項目12「デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保」**
 - ・ 4 として、「取引DPF消費者保護法によるDPF提供者への、販売者などへのDPF利用停止その他の措置の件数」を追記してください。
- ・ **重点項目13「消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備」**
 - ・ 消費者に対してデジタルリテラシーを高める消費者教育の推進をお願いします。また、一時的なものではなく生涯にわたりデジタルを活用できる能力（デジタルジェロントロジー）を育むような教育をお願いします。
- ・ **重点項目14「地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等」**
 - ・ d 消費生活相談員の人材不足が喫緊の課題となっています。相談員不足が原因のセンター減少の実態があります。国として人材育成を早急に取り組んでください。